

違法駐車・迷惑駐車はやめましょう

近年、本町では「道路を車庫の代わりにしている」などの違法駐車や迷惑駐車が大変多く、迷惑している方がたくさんいます。「家の前に駐車車両があり、車庫から車を出しにくい」「駐車車両が多く、児童などの歩行者が危険」などの意見が多く寄せられています。

◎こんな場所は危険です

- ・歩道への乗り上げ駐車
- ・狭い道路での駐車(駐車したときに右側に3.5m以上の余地がない場合)
- ・交差点およびその端から5m以内の部分
- ・消火栓の標識から5m以内の部分

◎住民の方へのお願

違法駐車・迷惑駐車が一番の解決方法は、他人に迷惑をかけるという気持ちです。特に次のようなことに気を付けましょう。

- ・道路を車の保管場所としない
- ・他人の家の前に駐車しない
- ・交通の妨げとなるような駐車をしない
- ・バスを利用する際に、バス停付近まで車で来て道路に駐車しない
- ・短時間の買い物や用事でも駐車場に駐車する
- ・町内に会社等がある場合で、その付近の道路を駐車場代わりにしない

◎ご存じですか？

道路標識や道路標示がなくても…

◎道路は車庫ではありません

- ・道路を保管場所として使うと、3カ月以下の懲役または20万円以下の罰金は道路上の同じ場所に12時間以上(夜間は8時間以上)継続して駐車すると、20万円以下の罰金



◎どうして迷惑？

- ・車両が視界を妨げ交通事故の原因になる
- ・他の車が通行しにくくなる
- ・救急車や消防車が早く現場に着けない



◎違法駐車違反の反則金と行政処分点数

- ・放置駐車(車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの、又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にするものをいう。)

放置車両の状況	区分	反則金	減点
駐車禁止場所	普通自動車	18,000円	3点
駐車禁止場所	普通自動車	15,000円	2点

- ・駐車違反(上記以外の駐車違反)

放置車両の状況	区分	反則金	減点
駐車禁止場所	普通自動車	12,000円	2点
駐車禁止場所	普通自動車	10,000円	1点

◎青空駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律違反)

- ・道路を保管場所にした場合

3月以下の懲役又は20万円以下の罰金 点数3点

- ・道路の同一場所に12時間以上連続駐車した場合

20万円以下の罰金 点数2点

- ・夜間(日没から日の出まで)道路の同一場所に8時間以上連続駐車した場合

20万円以下の罰金 点数2点

ストップ・ザ 交通事故
反射材 キラリと光る そのいのち